

条例等の改正について

資料6

1 加賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（平成31年4月1日施行）

概要 学校教育法の一部改正に伴う、厚生労働省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の追加を行う。

(職員)

第10条 ※ 本文 略

※2 略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

※ (3)から(5)まで 略

(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

※ 以下 略

条例等の改正について

資料6

2 加賀市医療費助成条例の一部改正（平成31年4月1日施行）

概要 児童扶養手当法の一部改正に伴い、ひとり親家庭医療費助成の所得所得制限の適用期間を「11月から翌年の10月まで」に改める等の改正を行う。

(職員)

第4条 ※ 本文 略

2 前項第1項目の規定にかかわらず、ひとり家庭の親及び子・・・・・・・・
第9条及び第10条に規定する支給制限に該当する額以上であるときはその年の
「11月から翌年の10月まで」は行わない。



[改正前]

「8月から翌年の7月まで」

条例等の改正について

資料6

3 加賀市老人福祉センター及び児童センター条例の一部改正 (平成31年10月1日施行)

概要 受益者負担の見直し及び消費税並びに地方消費税の税率の引上げに伴い、使用料等を改定する改正を行う。

(使用料)

		改正前	改正後
使用する室の面積 (1時間あたり)	20㎡以下	50円	50円
	20㎡を超え40㎡以下	<u>90円</u>	<u>100円</u>
	40㎡を超え60㎡以下	<u>150円</u>	<u>170円</u>
	60㎡を超え80㎡以下	<u>210円</u>	<u>240円</u>
	80㎡を超え100㎡以下	<u>270円</u>	<u>310円</u>
	100㎡を超え120㎡以下	<u>340円</u>	<u>390円</u>
	120㎡を超えるもの	<u>400円</u>	<u>460円</u>

(プラネタリウム観覧料)	[改正前]	[改正後]
個人	<u>100円</u>	<u>110円</u>
団体	<u>80円</u>	<u>90円</u>